

このたびの地震により被災された皆さまへ

メットライフ生命保険株式会社

このたびの地震により被災されました皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

当社では、熊本県熊本地方の地震により被害を受けられた皆さまを支援するため、以下の特別お取り扱いを実施しています。

◇被災された方々に対する特別お取り扱いについて

1.保険料お払込猶予期間の延長について

2016年4月14日時点で有効に継続されていたご契約について、お申し出がない場合でも、最長2016年10月31日（※1）までご契約を失効させないお取り扱いをいたします。

※1 ご契約により短い場合もあります。（保険料のお払込みを猶予する期間については最長6ヵ月となります。）

新規の受付は、2016年10月31日をもって終了いたしました。

なお、今回の地震に起因し、前述のお払込猶予期間内に保険料のお払込が困難であった場合は、ご事情を確認させていただいたうえで、お払込猶予期間を2017年5月31日まで再延長できる場合もございます。

こちらのお取扱いは、2017年5月31日をもって終了いたしました。

2.保険金・給付金・契約者貸付金等の簡易迅速なお支払いについて

ご請求の際、お申し出いただきましたら、必要な書類を一部省略すること等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

3.災害死亡保険金等の全額お支払いについて

災害死亡保険金・災害入院給付金等については、約款では、地震等により支払事由に該当した場合において、削減して支払う、または支払わないと規定されていますが、今回はこれを適用せず災害死亡保険金等を全額お支払いいたします。

4.入院給付金のお支払いに関するお取り扱いについて

(1)被災後直ちに入院ができなかった場合

このたびの地震により、被災日に入院治療が必要なけがをされたものの、医療施設の事情等により直ちに入院することができず、一定期間経過後に入院された場合は、ご請求の際に医師の証明書等をご提出いただくことで、被災の日からご入院されていたものとしてお取り扱いをいたします。

(2)入院の継続が必要だったにもかかわらず、退院せざるをえなかった場合

引き続き入院治療が必要であったものの、医療施設側の事情等により、退院が当初の予定より早まり、その後は臨時施設等で医師により治療を受けた、または医師の指示により自宅療養された場合は、ご請求の際に本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてもご入院されたものとしてお取り扱いいたします。

(3)入院の治療が必要だったにもかかわらず、病院事情により、入院を伴わず、全治療が臨時施設等でなされた場合

入院治療が必要であったにもかかわらず、医療施設側の事情等により入院できず、臨時施設等で医師により治療を受けた場合は、ご請求の際に本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてもご入院されたものとしてお取り扱いいたします。

5.新規契約者貸付に対する特別金利の適用（無利息）

契約者貸付に対する利息について、以下のとおり、お取り扱いをさせていただきます。

*契約者貸付は、電話・インターネット・書面からのお申し込みが可能となっております。

こちらのお取り扱いの受付は、2016年10月31日をもって終了いたしました。

対象のご契約	災害救助法適用地域（※2）にご居住されていて被災されたご契約者がご加入されている個人保険（*） *次の保険を除きます 変額保険（有期型） / 変額保険（終身型） / 高齢者生存保障保険 / 高齢者生存保障保険（H11） / 高齢者生存保障保険（H14） / 積立利率変動型生存保障保険 / 積立利率変動型一時払生存保障保険 / 積立利率変動型生存保障保険（米国通貨建） / 積立利率変動型一時払生存保障保険（米国通貨建） / 積立利率変動型保障期間自由設計保険 / 変額個人年金保険 / 変額個人年金保険（災害10%加算型） / 変額個人年金保険（災害20%加算型） / 変額個人年金保険（2004） / 変額個人年金保険（災害10%加算型 2006） / 変額個人年金保険（災害20%加算型 2004） / 最低保証付変額生存年金保険
金利	年 0%（無利息）
特別金利適用上限	契約者貸付金額の限度額の範囲内 ※契約者貸付金は、解約返戻金の一定割合以内となります（商品やご契約内容によりお貸し付けできない場合があります）。
特別金利適用期間	2017年10月31日まで（※3）
貸付受付期間	2016年4月14日から2016年10月31日まで（※4）

※2 災害救助法の適用状況（内閣府発表）

法適用日	災害救助法適用地域
2016年4月14日	【熊本県】全45市町村

※3 特別金利適用期間経過後（2017年11月1日以降）は、通常の貸付利率が適用されます。

※4 営業日ではない場合、契約者貸付を受付できないことがあります。

6.保険契約の失効に関する特別措置

契約者貸付を受けられているご契約や保険料の自動振替貸付がすでに適用になっているご契約で、貸付金の返済が困難なお客さまへは、お申し出いただくことで2016年10月31日までご契約を失効させないお取り扱いをいたします。

こちらのお取り扱いの受付は、2016年10月31日をもって終了いたしました。

◇お問い合わせ先

当社では、被災されたお客さまからのお問い合わせ・ご相談を、取扱店または以下のフリーダイヤルにて承っております。（携帯電話からも通話が可能です）

フリーダイヤル：0120-808-732

月～金 9:00-20:00 / 土 9:00-18:00 / 日・祝日・年末年始休み